**和良保育園　重要事項説明書**

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が貴方に説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 郡上市八幡町島谷228 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | （0575）67－1122 / 67－2149 |
| 代表者氏名 | 郡上市長　山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | 『郡上市保育所の設置及び管理に関する条例』  『郡上市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則』  『郡上市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育園 | | | |
| 名称 | 和良保育園 | | | |
| 所在地 | 郡上市和良町宮地397－10 | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | （0575）77－2129・77－2149 | | | |
| 施設長氏名 | 兼山　裕美 | | | |
| 開設年月日 | 平成10年3月 | | | |
| 利用定員（年齢別） | 乳児 | 1・２歳児 | 3歳児以上 | 計 |
| ５人 | 10人 | 35人 | 50人 |
| 取扱う保育事業 | 標準時間保育、短時間保育、延長保育、　　　　　　一時預り保育、子育て相談 | | | |

３　施設・設備の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | 5,040㎡ | |
| 園舎  (保育園) | 構造 | 鉄筋コンクリート平屋 | |
| 延床面積 | 190.89㎡ | |
| 施設設備の数と面積  (保育園) | 乳児ほふく室 | 1室 | 37.4㎡ |
| 保育室 | 3室 | 2室/40．5㎡、1室/42㎡ |
| 遊戯室 | 1室 | 141㎡ |
| 調理室 | 1室 | 48.5㎡ |
| 調乳室 | 室 | ※乳児ほふく室に含む　　　　　　㎡ |
| トイレ | 小便器  大便器 | 31.8㎡  16.5㎡ |
| 医　務　室 | 1室 | 4.1㎡ |
| 事務室 | 1室 | 61.9㎡ |
| 屋外運動場 | | 1箇所 | 3 ,782 ㎡ |
| その他 | | 2箇所 | 沐浴室/8.4 ㎡、児童館含む敷地面積5,040㎡ |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 特定教育、保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供する。 |
| 運営方針 | 1．当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。  2．当園は、利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用する子どもの立場に立って、保育を提供するよう努める。  3．当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  4．当園は、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。 |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | 1人　（資格：幼稚園教諭２種、保育士） |
| 主任保育士 | 1人　（資格：幼稚園教諭２種、保育士） |
| 保育士 | ２人　（資格：幼稚園教諭２種、保育士） |
| 保育士（支援員） | １人　（資格：幼稚園教諭２種、保育士） |
| 調理員（栄養士除く） | 1人　（資格：調理師） |
| 事務員 | ※園長が兼務する |

６　保育・教育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日【土曜日（希望保育）】 |
| 休所日 | （１） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  （２） 日曜日  （３） 12月29日から翌年の1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)  （４） 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め、市の承認を得た日 |

７　保育・教育を提供する時間

（１）開所時間　※園の運営状況によっては預かり時間を変更する可能性があります

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から土曜日 | 午前７時から午後7時 |
| 土曜日（希望保育） | 午前7時から午後7時 |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| **月曜日から金曜日の保育時間（11時間）** | 午前7時から午後6時 |
| **土曜日の希望保育時間（11時間）** | 午前7時から午後6時 |
| 延長保育時間 | 午後6時から午後7時 |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前8時から午後4時 |
| 土曜日の希望保育時間（８時間） | 午前8時から午後4時 |
| 延長保育時間 | 午前7時から午前8 時、午後4 時から午後7 時 |

８　利用料金

　　　利用子どもの保護者は、郡上市子どものための教育・保育給付に関する規則第１０条に掲げる利用者負担額を郡上市に支払うものとする。

当園は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１３条第３項に掲げる費用を徴収する。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 別に定める |
| 延長保育料 | 100円/1時間  ※一時的に認定時間を超える利用が必要な場合 |
| 副　　　　 食　　　　費 | 3歳児以上児…3,700円/月  年収360万円未満相当世帯は副食費免除 |
| 主 食 提 供 料 | 300円/月　※週2日主食の提供 |
| 一時預り保育料 | ≪3歳児未満≫半日：800円1日：1,600円  ≪3歳児以上≫半日：500円1日：1,000円  給食1食：200円 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| 副食費、主食提供料は口座引き落とし  延長保育料、一時預かりの保育料と給食費は納付書 |

10　提供する保育・教育の内容

|  |
| --- |
| ≪保育・教育理念≫  子どもの最善の利益を第一に、時代を担う人として、心豊かにたくましく生きる力（心情・意欲・態度）を身につけられるよう、保育指針・教育要領に基づいた、『遊びは学び』を念頭におき、環境を通した保育・教育を行います。また、子育てをする人たちが、子どもと共に喜びを実感できるよう、地域の様々な人々の協力を得ながら、子育て支援をすすめます。  ≪園経営目標≫  『きらきら笑顔、いきいき活動する子』  ～安全・安心、繋ぐ・繋がる、共に創る園～  ≪目指す子どもの姿≫  〇たくましい子  ・自分のことが自分でできる子  ・体を動かして元気に遊ぶ子、楽しいことに夢中になる子  ・困難なことにも諦めずに取り組む子  〇考える子  　・和良(郡上)の人や自然、ものに進んでかかわり、思いや考えを表現する子  ・願いや目的をもち、より楽しい遊びや生活を工夫できる子  ・場や状況を判断し、ふさわしい行動ができる子  〇やさしい子  ・命の大切さが分り、人やもの、自分を大切にしようとする子  ・互いの違いを認め、なかよく協同して生活や遊びを進める子  ・思いやりや感謝の心をもてる子  お子さんの健やかな心と体の発達を願い、基本的生活習慣を確立することや発達段階にあった環境づくりと、個々の成長に応じた援助を行い、自立の基礎となる力（①学び、②生活、③心の自立）を支える豊かな体験ができるよう保育計画をたて、主体性が発揮される保育・教育活動の展開に努めます。  また、園と家庭・地域との連携を大切にし、共に子育てができるよう相互理解を深めた園経営や保育を目指します。 |

＜毎日の保育・教育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 未満児 | 幼児(年少児以上) |
| 7:00  7:00 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:00  9:00  9:30  11:00 | 保育短時間（８時間）順次登園  朝の会  おやつ  遊び（室内外）  片付け | 保育短時間（８時間）開始　順次登園  朝の会（クラス活動）  なかよし遊び（室内外） |
| 11:15 | 給食 | 片付け  給食(準備・当番活動)  給食(片付け・掃除・歯磨き)  午睡（年少児･年中児　6月初旬～8月末）  　　（年長児　7月～8月下旬） |
| 11:30 |
| 12:30 | 午睡 |
| 13:00  14:00  14:30  14:45 | 起床  おやつ  帰りの会 | なかよし遊び（室内外）  片付け  おやつ  帰りの会（クラス活動） |
| 15:00 | 順次降園 | 順次降園 |
| 16:00  18:00  19:00 | 保育短時間終了  保育標準時間終了  閉園 | 保育時間短時間終了  保育時間標準終了  閉園 |
|

＜保育計画（年間）＞　年度開始時に学年ごとにお知らせします。

　＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年　齢 | ク　ラ　ス　名 |
| 0歳児 | 【複式クラス】  未満児：すみれ組 |
| 1歳児 |
| 2歳児 |
| 3歳児 | 年少児：たんぽぽ組 |
| 4歳児 | 【複式クラス】  年中児：すいせん組  年長児：こすもす組 |
| 5歳児 |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | |
| おやつＡＭ | 給食 | | おやつＰＭ |
| 主食 | 副食 |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3歳児 |  | 〇(週２日) | ○ | ○ |
| 4歳児 |  | 〇(週２日) | ○ | ○ |
| 5歳児 |  | 〇(週２日) | ○ | ○ |

|  |
| --- |
| ○自園調理  ○未満児は、主食、副食の全て提供  ○3歳児以上は、週3日（月・火・金曜日）はご飯を持参  週2日（水・木曜日）の提供（ご飯・麺類・パン食等の提供） |

＜給食の提供にあたって＞

＜アレルギー対応について＞

・アレルギー地オウマニュアルを策定し、保護者の申請による『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』提出に基づき、保護者、園長、担任保育士、調理員によるアレルギー対応会議を随時開催し代替食、除去食などの適切な対応に努めています。

12　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ①通園カバン（リュックサック式がお勧めです）②上靴・上靴入れ ③午睡用ふとん  ④手拭タオル⑤歯ブラシ ⑥コップ(プラスチック製）⑦通園バック（絵本入れ用手提げ袋）⑧弁当箱 ⑨布巾➉箸（必要に応じて：スプーン・フォーク)  ⑪【給食当番用：年少以上】三角巾・マスク・エプロン  新年度用品：粘土、粘土ケース、粘土板、自由画帳、クレパス、マーカー、カラー帽子、のり、はさみ、道具箱・集金袋  上記に加えて：未満児➡おしぼり・エプロン（衣類汚れ防止用）  お子さんの状況に応じて➡おむつ＆おしりふき・食事汚れ防止エプロン  ★詳しくは入園のしおりをご参照ください |

1. 毎日持参していただくもの

|  |
| --- |
| 出席ノート、連絡帳、給食用具、お手拭きタオル、歯ブラシ＆コップ |

（３）服装について

|  |
| --- |
| ・服装は自由ですが、動きやすく自分で着脱しやすい服装  （安全や衛生に配慮し長い紐が付いていないもの、スカート以外）  ・登園時は、帽子をかぶせてください。  ・戸外では運動靴、室内では白の上靴を使用します。靴のサイズは、足の大きさの合ったものを履かせてください。 |

13　登園・降園について

（１）登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・下痢、嘔吐、体温が37.5℃を超えた場合は、登園を控えてください。  体調が優れない状態で登園される場合、平熱及び37.5℃未満の場合であっても事前の連絡をお願いします。  ・お子さんの心身の健康状態で気になることは、遠慮なくお知らせください。  お知らせをいただくことで、家庭と連携を密にして細やかな対応に努めます。  ・未満児は連絡帳に検温、食事、排便の様子など健康状態を必ず記入ください。  ・登園が8時50分を過ぎる場合は、必ず園へ連絡をお願いします。  ・家事のための保育は、基本的に行っておりません。  就労業務が終了されましたら、お子さんのお迎えを優先にしてくださるようお願いします。  ・16時以降、緊急や用事のため保育を必要とされる場合は、延長保育で対応します。なお、延長保育が必要な場合は、速やかにお知らせください。  ・登園時、降園時の挨拶は、保護者の方と一緒に行いましょう。  ・衣服の着脱や、洗顔、歯磨き、髪を解くなど生活や身の回りのことが自分でできるよう、お子さんの状態や年齢に合わせて習慣づけていきましょう。  ・駐車場では、園児及び園児以外のお子さん、他の車などに十分注意してください。 |

（２）欠席の場合について

|  |
| --- |
| ・欠席や遅刻をされる場合は、朝は８時30分までに必ず園へ連絡をしてください。欠席については、予定が決まり次第事前に連絡帳にてお知らせください。　　【和良保育園：TEL 77－2129】 |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| ・心配ごと悩みごとなど、どんなことでもお気軽にお話しください。  月1回の園の職員と子育てについて話をする機会（子育て相談日）  月１回の児童館の子育て支援センター相談員訪問日もご利用ください。  ・就労先に変更があった場合は、速やかに園長へお知らせください。  ・連絡帳は、個別の連絡や、体調管理、お子さんへの理解、願いの共有のために家庭と担任とをつなぐ手段の一つとしてご活用ください。  ・園だよりにて行事予定や諸連絡、クラスだよりや連絡帳にてお子さんの活動や姿、成長、遊びの様子などを中心に、月1～2回程度お知らせします。 |

15　健康診断、健康管理について

1. 健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に則り、学校保健安全法（昭和33年法律

第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

|  |
| --- |
| ・内科健診 （全園児対象：入園前1回、年2回）  ・尿 検 査 （全園児対象）  ・歯科検診 （全園児対象：年1回）  ・耳鼻科健診（年長児対象：年1回） |

（２）健康管理、病気のときの対応

　・下痢、発熱の場合は、保護者の方へ連絡させていただき、お子さんの体調につい

て詳細をお知らせし、今後の対応について相談させていただきます。

37.5℃を超える発熱や嘔吐をされた場合は、基本的に自宅療養をお願いします。

早めの医療機関での診察、自宅での静養に努めてください。

薬を服用する場合

・必ず『くすりの連絡票』をご使用ください。

⑴病院でいただいた粉薬や水薬は、1回分ずつに分け下記の必要事項を記載され、職員に直接手渡してください。

⑵市販の薬は持たせないでください。

1回分の薬の小袋には、必ず服用する ①日にち ②お子さんの名前 ③食前,食後など服用時間のご記入をお願いします。

⑶尚、薬を2日以上続けて服用される場合は、園で服用される初日に「くすりの連絡票」に　“○月○日～○月○日”と書いて１枚提出してください。

⑷『くすりの連絡票』は、4月当初にお渡しします。なくなりましたら園までお知らせください。（ご家庭でコピーした連絡票でも使用ができます）

　医療機関で感染症の診断をされた場合

⑴医師が指示された期間は、登園を控え登園の許可をいただいてから登園を開始　してください。

⑵園へは医師が記入された『感染症罹患者報告書（学校伝染病・感染症の診断書

及び証明書）』の提出をお願いします。

⑶感染症罹患者報告書の用紙は園にありますので必要な場合は申し出て下さい。

⑷医師に報告書をお願いした場合、市や病院によってサービスが異なり有料とな

ることがありますので、ご理解ご了承をお願いします。

⑸主な感染症や出席停止期間の目安は、出席帳の後方ページに記載がありますの

でご確認下さい。

16　感染症対策について

　・感染症の流行時期は、『うつさない、うつらない！』を合言葉に、丁寧な手洗いうがい、マスク着用の励行をお願いします。

園と家庭が共に感染予防を行うことで感染の広がりを抑える効果が上がります。

また感染症が流行している時期の休日等は、不要不急な外出を控えると共に、人が多く集う所へのお出かけを控えることが感染を抑える効果に繋がりますので、ご協力をお願いします。

　・嘔吐や下痢の場合、発熱が伴わない場合でも、感染性胃腸炎の場合もあります。症状がある場合は、長引かせないためにも早めの受診、医師の指示を受けられることをお勧めします。

　★園では、各保育室には加湿器・消毒・嘔吐物処理用グッズなどを備え感染防止に努めています。

17　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 県北西部地域医療センター　国保和良診療所 |
| 医　院　長　名 | 堀　翔大 |
| 所　　在　　地 | 郡上市和良町沢865番地1【電話番号0575－77－2311】 |

18　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 県北西部地域医療センター　国保和良歯科診療所 |
| 医　院　長　名 | 南　温 |
| 所　　在　　地 | 郡上市和良町沢865番地10【電話番号575－77－4008】 |

19　避難場所

　　保育所近隣の避難所は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定緊急避難所 | 和良町民センター |
| 指定避難所 | 和良町民センター |
| 一時避難所 | 宮地集会所 |

20　緊急時における対応

|  |
| --- |
| ・保育の提供中に、お子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは初期の応急処置を行うと共に、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。  保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。  ・災害発生時の対応についての連絡は、すぐーるにて行います。  ・保護者引き渡し時には、緊急連絡カード等にて保護者確認を行います。 |

＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 和良振興事務所 | TEL：0575－77－2211 |
| 国保和良診療所 | TEL：0575－77－2311 |
| 和良町民センター | TEL：0575－77－2724 |

21　非常災害時の対策

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 園長　兼山　裕美 |
| 命を守る訓練 | 毎月１回実施 |
| 防災設備 | 年2回実施 |

22　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | スポーツ振興センター災害共済給付金制度 |
| 保険の内容  保険の内容 | 医療費  医療保険並の療養する費用の4/10を給付  ※ 1/10は療養に伴って要する費用として加算されたもの  ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金  ＜治った後に障がいが残った場合＞  ・障がいの程度に応じて、4,000万円（第1級）から88万円（第14級）を給付  ・ただし登園中の場合は、2,000万円から44万円を給付 |
| 死亡見舞金  ・3,000万円を給付  ・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中の場合は1,500万円を給付 |
| 掛金 | 年額　210円 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 園の自己評価 | 年1回実施 |
| 園の外部評価 | 年1回実施 |

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 園長補佐　　　： 佐野　裕子  主任児童委員　： 長尾　奈賀子  藤村　美千代 |
| 相談・苦情解決責任者 | 園 長　　： 兼山　裕美 |
| 第三者委員  (和良保育園評議員）  (相談・苦情受付担者） | 公 民 館 長　： 永井　秋勝  公 民 館 長　： 井森　宗吉  主 任 児 童 委 員　： 長尾　奈賀子  NPO和良おこし協議会： 加 藤　真司  Ｒ７年度　保護者会長  Ｒ７年度　家庭教育学級長 |

＊受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受付けています

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| 一時預かり保育【最長8時間/日】  ［未満児1,600円・3歳以上児1,000円　※4時間未満の場合は半額］  子育て相談日随時受付  子育て支援センター相談員による相談会（1回/月）  わら児童館（小集団の遊びの教室、読書会、相談会、ミニクッキング等）  園の保育日が開放日 |

26　法令遵守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| 和良保育園長 | 兼山　裕美 |

27　虐待について

保育所保育指針に基づき、園では保護者の方から不適切な養育等が疑われる場合には、各関係機関と連携し要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ります。また、虐待が疑われる場合には市や町、児童相談所に通告し、適切な対応を図らせていただきますので、ご理解ご了承をお願いします。